

## 撤去業務実施要領

この要領は、大田区の放置自転車対策を適正かつ円滑に行うために、仕様書 8「業務内容」の主に(2)及び(3)に定める各事項について、受託者が行うべき業務内容の具体的な要領を示すものである。

## 《概略》

- 1 業務を実施する根拠となるものは次のものである。その内容を把握しておくこと。
  - (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
  - (2) 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例
  - (3) 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則
- 2 業務を実施する場所は、原則として次のとおりである。それぞれ地図等で場所範囲を確認しておくこと。
  - (1) 条例第 7 条に定める「自転車等放置禁止区域」(別紙 8)
  - (2) 区営自転車等駐車場内(別紙 1-表②)
- 3 巡回、警告、撤去は毎月 15 日までに作成する翌月分の撤去計画表に基づいて行うこと。ただし、緊急の場合においては、区と受託者の協議により変更することができる。  
また、撤去予定場所及び時間等の変更は、適宜区が指示する。

## 《要領》

- 1 業務全般について
  - (1) 受託者は、仕様書 7「業務実施にあたっての指示・監督」にて定めた業務責任者に区との連絡・調整等を行わせること。また、撤去作業の実施にあたっては、区の指導に基づき実施する。
  - (2) 問合せ及び苦情等は、第一に受託者の責任の範囲において誠実に対応し解決を図ること。なお、受託者の業務責任範囲外の対応及び区の判断が必要な場合は、速やかに区に報告し、区の指示に従うこと。
- 2 仕様書 8「業務内容」(2)(3)に定める業務について
  - (1) 放置禁止区域内(別紙 1-表①)の業務について
    - ア 撤去計画表に基づき、各駅の放置禁止区域内を巡回する。
    - イ 巡回時、放置自転車等に対して、啓発札または警告札(1号札)を取り付ける。なお、警告札(1号札)には、区から支給された QR コードを貼付すること。警告札を取り付けた場合は、写真の撮影など、区が用意するシステム(以下、「システム」とする。)に必要事項を記録する。警告札には、警告月日、警告時間を記入する。
    - ウ 警告札を取り付けられた状態で 1 時間以上経過後、なお警告札が取り付けられた状態で、引き続き同じ場所に放置されていることを確認した場合、撤去を行う。これらの確認は、区が調達するシステムを用いて行う。
    - エ 撤去に際して、写真の撮影など、システム上で必要な登録をした上で実施する。
    - オ 撤去作業中は、自転車等の適正利用及び放置自転車等の撤去に関する啓発放送を実施する。啓発放送は、車両の放送機器のほか、拡声器により適宜行うものとする。
    - カ 撤去する際は、放置禁止区域内に設置された台数公示看板に日付、台数を記載する。

キ カで記載した日付、台数は、看板の記入欄に応じて、適宜削除すること。

ク 撤去した自転車等は、別紙2で定める保管所へ移送する。

ケ 保管所に移送した自転車等は、保管所業務従事者立ち合いの上で、撤去台数、警告札の取付及び破損状況等点検、確認した上、保管所へ引き渡す。

## (2) 駐輪場での撤去について

ア 区から自転車等駐車場の撤去依頼があった場合は、依頼書に記載された自転車を撤去する。

イ 無料制置き場について、撤去計画表にて月に一度、警告日、撤去日を定めた上で、警告・撤去業務を行うこと。

ウ 撤去にあたっては、警告札（4号札等）またはそれに相応する札などに、区から支給されたQRコードを貼付すること。なお、無人管理のラック式など、運用の関係で4号札等の貼り付けを行わず、撤去依頼書を作成する駐輪場での撤去にあたっては、警告札またはそれに相当する札を自転車に取り付けた上で、QRコードを貼り付け撤去を行う。

エ 撤去した自転車は、別紙2で定める保管所へ移送する。

オ 撤去にあたっては、システム上必要な処理を行った上で撤去を行う。

## (3) その他、全体的な注意事項について

ア 警告札は、撤去予定台数を考慮し同一箇所にあるものは全て貼付すること。なお、貼付する際はステープラー等で外れないようにとめること。

イ 特別な理由により貼付した札をはがす場合は、区の判断を仰ぐこと。

ウ 撤去にあたっては、自転車等の機能、外観が損なわれないよう、十分に注意を払い実施する。また、撤去時の損傷状況については、システムに記録するものに加え、必要に応じて別紙4で定める損傷札を使用し、記録する。

エ 私有地に掛かる置き方をしているものの取扱いは、区の指示に従うこと。

オ 店舗等の前に、その店舗等の名札の付いた自転車がある場合は、原則として、あらかじめ店舗等に通告の上、他の自転車と同様に警告札を貼付すること。

カ 交通事故車の場合は撤去せず、区へ報告すること。

キ 車両の積み込み、運搬等の作業時は、車両の取り扱いに十分注意すること。

ク あおりをあげての積み込み、ロープでの締め付けなど無理な積み方はしない。

ケ 撤去自転車等については、毛布やダンボール等で、車体に傷がつかないようにする。また、自転車のペダルについてもカバーをすること。

コ 万が一、作業時に自転車・バイクに損傷を与えてしまった場合は、受託者の責任で賠償等の措置を講じること。また、破損した部品は紛失しないよう、ビニール袋に入れ、自転車と合わせて保管すること。

サ 放置自転車等は、ひとかたまりになっていることが多いため、撤去するブロックで積み残しが生じないように注意すること。

シ 積込作業中に自転車等の所有者から返還を請求された場合は、原則として返還に応じること。

ス 撤去作業時には、区が作成した啓発用原稿をもとに録音した録音媒体を拡声器により放送し、啓発・広報活動を実施すること。

セ 車両から離れた場所で撤去作業を行う時など、適宜拡声器で、啓発・広報活動を実施すること。

ソ 商店等の前に放置されている自転車等に対しては重点的に啓発・広報活動を行うこと。

タ 放送のボリュームは、作業実施場所の状況から判断し、適宜調整すること。

チ チェーン切断時は、切断したチェーンをビニール袋の中に入れ、しっかりと結びつけておくこと。なお、U字ロック等の堅牢なもので施錠してある自転車等が放置されている場合は、警告札を貼付すると同時にチェーン切断周知札を貼付したうえで、撤去活動時（警告札を貼付してから1時間後）に同じ状態で放置されている場合は、サンダー等のカッターで切断して撤去すること（必ず複数人で作業すること）。また、チェーンを切断した旨、システム上に記録すること。

ツ 警察が駐車違反として取り扱っている原動機付自転車であっても、警告・撤去は差し支えない。

### 3 自転車等の保管所への引き継ぎについて

(1) 撤去した自転車等は、保管所に移送後、保管所整理札に撤去駅、撤去日時等を記入して保管所業務従事者へ提出する。自転車等は、保管所業務従事者立会いのもとで、撤去車両の台数、損傷等の状況、警告札の取付けを確認のうえ保管所へ引き継ぐこと。

(2) 引き継ぎ時は、システムを使用するとともに、必要に応じて撤去作業日報等を使用すること。

(3) 撤去車両を保管所へ引き継ぐ際の作業時には、ストッパー等を使用し、トラックが動かないよう事故防止に努めること。

(4) その他、保管所内の保管車両の移動、整理など、保管所業務従事者より協力依頼があった場合、可能な限り協力すること。

### 4 仕様書8「業務内容」(8)エに定める自転車等の放置台数、自転車駐車場利用台数の調査について

(1) 放置台数調査については、区の指示に基づいて行うこと。

(2) 登録制自転車等駐車場の利用台数調査については、区の指示より、実施すること。調査結果は、取りまとめて区へ提出すること。

### 5 仕様書8「業務内容」(8)アに定める看板等の設置及び点検・応急処置について

(1) 年に一度、設置されている標識・看板等の安全性を確認するため、総点検を実施すること。また、区の指示に応じて、適宜点検を行うこと。

(2) 「標識・看板等管理台帳」を作成し、標識看板等の新設、移動、廃止時に更新し、常に最新の台帳に整備して管理すること。

(3) 「標識・看板等管理台帳」は、区が必要な場合に提示すること。

(4) 警告用の立看板等を、区の指示により設置する。

(5) 破損した立看板等を見つけた場合は、応急修理ができる場合はこれを実施し、直ちに応急修理のできないものは安全を確保したうえで速やかに区へ報告すること。

(6) 登録制自転車等駐車場については、撤去作業の合間に定期的に点検等を行い異常を見つけた場合は、現場の写真を撮影したうえで撤去業務日報等に内容を記載し、速やかに区へ報告すること。

(7) 区営自転車等駐車場の定期利用者募集看板等を区の指示により設置・回収し、保管する際は、清掃・点検を行うこと。

### 6 関係書類の提出について

関係書類の様式や提出時期、頻度については、区と協議のうえ決定する。

7 アイドリングの禁止

車両駐車時はアイドリングをストップさせること。

8 車内及び路上喫煙の禁止

作業時又は休憩時において、車内及び路上等屋外での喫煙は厳禁する。喫煙に関する条例に準じること。

9 その他

放置自転車等の撤去については、個人の財産を移動するという意識をもってその取り扱いには細心の注意を払うこと。また、撤去に対する区民の注目も高まっていることから、本業務の趣旨をよく理解し、くれぐれも区民の誤解を招くような言動、行動をしないよう、従事者の教育・指導に努めること。